

管外に住所のあった方の遺体を

火葬する際の火葬場使用料が変わります。

北上地区広域行政組合 しみず斎園

しみず斎園において、死亡の際北上市及び花巻市（平成 17 年 12 月 31 日における花巻市の区域に限る）以外に住所のあった方の遺体を火葬する際の火葬場使用料を改定します。

- 改定日…令和 3 年 4 月 1 日受付分から
- 手続き…北上市役所、花巻市役所の死亡届担当課
- 改定内容…

1 件当たり 30,000 円（これまでは 20,000 円）

管内に住所のあった方（1 件 5,000 円）、死胎、小動物の火葬場使用料に変更はありません。